

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十号）（税務課）

一 趣旨

県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度を廃止するとともに、地方税法の一部改正等に伴い、自動車取得税を廃止し、自動車税の環境性能割を創設する時期を変更する等を行う。

二 内容

- (一) 県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度の廃止
 - コンビニエンスストア収納、ペイジー収納、クレジットカード収納の導入等により、県税を納税できる窓口が極めて少なかった地域における納税環境が大幅に改善されたため、県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度を廃止する。
- (二) 消費税率引上げ時期の変更に伴う措置
 - ア 住宅ローン控除の適用期限の延長
 - 個人県民税の住宅ローン控除について、適用期限を延長する。
 - イ 各種措置の実施時期の変更
 - 消費税率の十パーセントへの引上げに合わせ平成二十九年四月一日に施行することとされていた以下の措置について、実施時期を変更する。
 - (ア) 法人県民税法人税割の税率の引下げ
 - 法人県民税法人税割の税率を引き下げる措置の適用について、平成三十年十月一日以後に開始する事業年度分からに変更する。
 - (イ) 法人事業税の税率の特例の廃止
 - 法人事業税の税率の特例を廃止する措置の適用について、平成三十一年十月一日以後に開始する事業年度分からに変更する。
 - (ウ) 地方消費税の税率の引上げ
 - 地方消費税の税率を引き上げる日を、平成三十一年十月一日に変更する。
 - (エ) 自動車取得税の廃止及び自動車税の環境性能割の導入等
 - 自動車取得税を廃止するとともに、自動車取得税のグリーン化機能を維持及び強化するため自動車税に環境性能割を創設し、現行の自動車税を「種別割」と名称変更する日を、平成三十一年十月一日に変更する。

(三) その他

引用法令の施行期日が定められたことに伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

公布の日。

ただし、二(一)については平成二十九年四月一日。